

2020年度全国統一防火標語

『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』

御坊市消防本部(署)発足60周年記念標語(平成28年度記念事業)

『火と人が 理解し合えば 火災ゼロ』



3月1日(月)から7日(日)までの7日間全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。この運動は、火災予防思想の一層の普及を図ることにより、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として行われるものです。また、この運動にあわせて、全国山火事予防運動・車両火災予防運動も同時に実施されます。

3月とはいえ、まだまだ気温が低く、空気の乾燥や暖房器具の使用など火災要因は少なくありません。火気を使用する場合は、完全に火が消えるまで目を離さないなど十分注意しましょう。

この運動を契機に各家庭の火を使用する設備(プロパンガス、石油ストーブ等)や電気器具等の点検整備を実施してください。また、家の周囲にゴミや古新聞など燃えやすい物を放置したままにしていけないか確認してください。

この運動期間中、消防本部ではいろいろな行事を予定していますが、火災予防について皆さん一人ひとりの一層のご注意ご協力をお願い致します。

■住宅防火

いのちを守る 7つのポイント

— 3つの習慣・4つの対策 —

3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器等を設置する。

■ご家庭に消火器を設置していますか？

- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

近年の建物火災による死者のうち、その大半は一般住宅、共同住宅等の火災により発生したもので特に高齢者の方がその多くを占めています。消火器は住宅防火に最も重要な初期消火の役割を担っています。万が一に備え、消火器を設置しましょう。

消火器の使用方法等については、市消防本部ホームページをご覧ください。

■空家の管理について

空家の周囲は整理整頓を行い、家は常に鍵をかけ、容易に人が出入り出来ないようにし、ガス及び電気を確実に遮断しましょう。

■住宅用火災警報器を設置されていますか？点検はされていますか？

消防法・御坊市火災予防条例の一部改正に伴い、一般住宅などに住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器の設置義務化の背景には、住宅火災による死者(犠牲者)の方の大半が65歳をこえる高齢者が急増、特に就寝中に火災に遭遇し、発見が遅れたことによる「逃げ遅れ」が原因で犠牲となるケースがあります。そのため、就寝に使用する部屋に、住宅用火災警報器の設置を義務つけることにより、住宅火災による犠牲者を減らし、人命と財産を守ることを目的としています。

住宅用火災警報器の設置の場所は、全ての寝室と、寝室が2階などの場合には階段室の天井付近に設置する必要があります。

住宅用火災警報器は、古くなる命や電池切れなどで、火災を感じなくなることがありますので、10年を目安に交換をおすすめします。また、長期に設置



していることから、ホコリ等の蓄積や電池切れを起こしている場合があるので、定期的に作動確認しメンテナンスを行いましょう。住宅用火災警報器等に関するお問い合わせは、住宅用火災警報器相談室(0120・565・911)または、市消防本部予防課(0738・22・4899)まで。受付時間 月曜から金曜までの午前9時から午後5時まで(休祝日を除く。)

■放火火災に注意しましょう。

放火及び放火の疑いによる火災は、全国の出火原因の大半を占めています。放火火災を未然に防止するには、次のような環境づくりをしましょう。

- ・屋外にダンボール、古材など燃えやすい物を置いたままにしない。
- ・家の周りは外灯などで出来るだけ明るくしておく。
- ・隣近所に一声かけて火災予防の協力を求める。

■万が一に備えて消火訓練を実施しましょう。(町内会)

消防本部では、町内会(区)を対象とした消火器による初期消火訓練等の指導を実施しています。希望される場合は市消防本部(☎0738・22・0800)まで、あらかじめ連絡してください。

《火事・救急・救助は119番》
災害情報ダイヤル(音声案内)
☎0738・22・0119